

1か月児健康診査 償還払いについて

県外の里帰り出産など、委託機関以外で1か月児健康診査を受けられる場合は、受診される医療機関に「1か月児健康診査受診票兼結果票」を提出してください。

【注意事項】

- 保健センターが不在場合がありますので、申請の際は事前にお電話ください。
 - 申請は受診票を利用した日から6か月以内にお願いします。期限を過ぎると助成の申請ができません。
- 1か月児健康診査にかかった費用は、一旦自己負担となります。
受診後『1か月児健康診査助成金交付申請書兼請求書』により、助成額の範囲内で申請（請求）をしてください。

助 成 額
1か月児健康診査の上限額 5,000 円

- 助成金の申請（請求）に必要なもの
- 1か月児健康診査助成金交付申請書兼請求書
(HPからダウンロード又は保健センターで受け取る)
 - 1か月児健康診査受診票兼受診票
 - 1か月児健康診査に要した費用のわかる領収書と診療明細書（両方必要）
 - 保護者の通帳またはキャッシュカード（確認用）
 - 印鑑
 - 母子健康手帳

●問い合わせ先

保健センター（こども家庭センター） 0576-52-1230